

改正

昭和三十八年九月二八日条例第三〇号
昭和五四年一〇月九日条例第二四号
平成一七年三月二三日条例第一九号
平成二六年一〇月一五日条例第五七号

岐阜県薬事審議会設置条例をここに公布する。

岐阜県薬事審議会設置条例

(設置)

第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第三条の規定に基づき、岐阜県薬事審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 審議会は、知事の諮問に応じ、薬事に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第三条 審議会は、委員十三人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が任命する。

- 一 学識経験者
- 二 薬事関係団体の代表者
- 三 消費者の代表者

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和三十八年九月二十八日条例第三十号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十四年十月九日条例第二十四号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十三日条例第十九号）

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年十月十五日条例第五十七号抄）

1 この条例は、平成二十六年十一月二十五日（以下「施行日」という。）から施行する。